



# 交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和元年10月7日  
警察本部交通部  
交通総合対策センター

## 上川総合振興局から 飲酒運転根絶緊急対策 の実施が発表!!

令和元年10月7日、上川総合振興局から、「飲酒運転根絶緊急対策」の実施が発表されました。

※ 北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づくもの。

○ **対策地域**

**上川総合振興局管内**

本年、上川総合振興局における同対策は1回目

※ 旭川市内で飲酒運転の逮捕事案が連続した3日間で3件発生したため。

○ **対策期間**

10月7日(月)から10月13日(日)までの7日間

○ **主な対策実施内容**

上川総合振興局を始めとする関係機関・団体が中心となり、  
飲酒運転根絶に向けた広報・啓発、街頭指導活動を実施  
北海道警察では、飲酒運転取締活動を強化



### 【運転者以外の罰則】

車両提供罪→飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供すること。

酒類提供罪→飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供すること。

同乗罪→運転者が飲酒していることを知りながら、要求・  
依頼して同乗すること。

◎ 上記に該当する場合、運転者以外にも罰則が！！

**飲酒運転は絶対にダメ！**  
**「飲んだら乗らない、乗らせない」北海道から根絶を**